

	改正の概要	現行（～R 6. 1 2. 3 1）	改正後（R 7. 1. 1. ～）
①	発電事業者の開示 （事前申請・許可申請時）	開示の義務なし	開示を義務化
②	事業区域の分割規制	具体的な規制範囲を定めていない	下図の場合は一体の事業とみなす

②の詳細

A 事業区域の物理的形状による分割 に対する規制範囲		(参考) 電気事業法	松本市太陽光条例	
			現行	改正後
法定外公共物等を挟む場合 (赤線・青線等)	赤線、青線等 事業地① 事業地②	別体※ (物理的に電線で結合不可) ※構外を渡る電線路を有する場合は一体	別体 (←国に準ずる)	機能を喪失したものは 一体

B 所有者の形態による分割 に対する規制範囲		(参考) 電気事業法	松本市太陽光条例	
			現行	改正後
分割案件の 規制範囲	①土地の所有者（地権者を含む）が同一	一体	一体 (←国に準ずる)	一体
	②太陽光発電設備の所有者が同一			
	③一方の土地の所有者（地権者を含む）と もう一方の太陽光発電設備の所有者が同一	別体	別体 (←国に準ずる)	

C 事業者の形態による分割 に対する規制範囲		(参考) 電気事業法	松本市太陽光条例	
			現行	改正後
分割案件の 規制範囲	①発電事業者が同一	一体	発電事業者の 開示義務なし	一体
	②設置事業者が同一	別体 (設置事業者につい ては規定なし)	一体 (条例申請者の為)	
	③一方の発電事業者ともう一方の設置事業者が同一		別体	